

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表 (下線部が変更箇所)

新	旧
<p>P 2 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について <u>・お客様からお預かりした証拠金は、日証金信託銀行株式会社およびソシエテジェネラル信託銀行株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。</u></p>	<p>P 2 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について <u>・お客様からお預かりした証拠金は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。</u></p>
<p>P 1 1 <u>指値注文及び逆指値注文は、当社提示レートが指定レートに達した場合に執行されますが、注文の組み合わせ等により、約定されない可能性がございます。</u></p>	<p>P 1 1 新設</p>
<p>P 2 2 <u>□裁判外紛争解決制度（さいぼんがいふんそうかいけつせいど）訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。</u></p>	<p>P 2 2 新設</p>
<p>P 2 4 <u>お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。</u> <u>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I NMAC）</u> <u>電話番号 : 0120-64-5005（フリーダイヤル）</u> <u>URL : https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</u></p>	<p>P 2 4 当社が加入する協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。</p>

東京事務所： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第
三証券会館

大阪事務所： 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平
和ビル

P 2 4

平成21年7月1日 制定

平成21年9月1日 改訂

平成21年9月14日 改訂

平成21年9月29日 改訂

平成21年10月29日 改訂

平成21年11月27日 改訂

平成21年12月7日 改訂

平成21年12月18日 改訂

平成21年12月30日 改訂

平成22年1月25日 改訂

平成22年4月1日 改訂

平成22年5月22日 改訂

平成22年7月17日改訂

平成22年11月27日改訂

平成22年12月25日改訂

平成23年3月19日改訂

平成23年5月14日改訂

P 2 4

平成21年7月1日 制定

平成21年9月1日 改訂

平成21年9月14日 改訂

平成21年9月29日 改訂

平成21年10月29日 改訂

平成21年11月27日 改訂

平成21年12月7日 改訂

平成21年12月18日 改訂

平成21年12月30日 改訂

平成22年1月25日 改訂

平成22年4月1日 改訂

平成22年5月22日 改訂

平成22年7月17日改訂

平成22年11月27日改訂

平成22年12月25日改訂

平成23年3月19日改訂